【公開版】

資料4	令和元年 12 月 24 日
日之	本原燃株式会社

六 ヶ 所 再 処 理 施 設 に お け る 新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

第31条:地震による損傷の防止

目 次

- 1章 基準適合性
 - 1. 概要
 - 1.1 設計の基本方針
 - 2. 重大事故等対処施設の耐震設計
 - 2. 1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針
 - 2. 2 重大事故等対処施設の設備分類
 - 2. 3 地震力の算定法
 - 2. 4 荷重の組合せと許容限界
- 2章 補足説明資料

1章 基準適合性

1. 概要

1.1 設計の基本方針

「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 (以下「事業指定基準規則」という。)第三十一条では,以 下の要求がされている。

(地震による損傷の防止)

- 第三十一条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分 に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければ ならない。
 - 一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。
 - 二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 第七条第 二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることが できるものであること。
- 2 前項第一号の重大事故等対処施設は、第七条第三項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(解釈)

- 1 第31条の適用に当たっては、本規定別記2に準ずるものとする。
- 2 第1項第2号に規定する「第七条第二項の規定により算定する地震力」とは、本規程別記2第7条第2項から第4項までにおいて、当該常設重大事故等対処設備が代替する機能を有する設計基準事故に対処するための設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力と同等のものをいう。

適合のための設計方針

第1項について

重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて「1.設備分類」のとおり分類し、設備分類に応じて「2.設計方針」に示す設計方針に従って耐震設計を行う。耐震設計において適用する地震動及び当該地震動による地震力等については、安全機能を有する施設のものを設備分類に応じて適用する。

なお、「2.設計方針」の(1)及び(2)に示す設計方針が、 それぞれ第1項の第一号及び第二号の要求事項に対応する ものである。

1. 設備分類

重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生し

た場合において、対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。

(1) 常設耐震重要重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設(Sクラスに属する施設)に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するもの。

(2) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等 対処設備

常設重大事故等対処設備であって,(1)以外のもの。

2. 設計方針

(1) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事 故等対処施設

基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。

(2) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設

代替する機能を有する安全機能を有する施設の耐震重要 度分類のクラスに適用される弾性設計用地震動または静的 地震力の地震力に対し十分に耐えることができるように設 計する。

代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対 処設備は,安全機能を有する施設の耐震重要度分類し適用 となる地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。なお、地震を要因としない重大事故等に対処するための重大事故等対処設備については、弾性設計用地震動または静的地震力の地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。

上記設計において適用する動的地震力は,水平2方向及 び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定す る。

また、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計とする。

【補足説明資料1-1】

【補足説明資料1-2】

第2項について

重大事故等対処施設周辺においては、基準地震動による 地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能 に影響を与えるような崩壊を起こすおそれのある斜面はな い。

- 2. 重大事故等対処施設の耐震設計
- 2. 1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針

重大事故等対処施設について、安全機能を有する施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等の状態で施設に作用する荷重を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、以下のとおり耐震設計を行う。

- (1) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、 基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機 能が損なわれるおそれがないように設計する。
- (2) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される弾性設計用地震動または静的地震力の地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。また、代替する安全機能を有する施設がない常設重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震重要度分類し適用となる地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。なお、地震を要因としない重大事故等に対処するための重大事故等対処設備については、弾性設計用地震動または静的地震力の地震力に対し十分に耐えることができるように設計する。
- (3) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

また,常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設については,(2)に示す常設重大事故

等対処設備に適用される地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。

- (4) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。
- (5) 重大事故等対処施設の周辺斜面は、基準地震動による地震力に対して、重大事故等の対処に必要な機能へ影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。
- (6) 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわれるおそれがないように設計する。
- (7) 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については, 「2.5 緊急時対策所」に示す。

2. 2 重大事故等対処施設の設備分類

重大事故等対処施設について,施設の各設備が有する重大事故等に対処 するために必要な機能及び設置状態を踏まえて,以下の区分に分類する。

(1) 常設重大事故等対処設備

重大事故に至るおそれがある事故及び重大事故が発生した場合において,対処するために必要な機能を有する設備であって常設のもの。

a. 常設耐震重要重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設(Sクラスに属する施設)に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するもの。

b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備

常設重大事故等対処設備であって、a.以外のもの。

上記に基づく重大事故等対処施設の設備分類について第1表に示す。

なお,第1表には,安全機能を代替する設備を支持する建物・構築物の 支持機能が維持されることを確認する地震動についても併記する。

【補足説明資料2-1】

【補足説明資料2-2】

【補足説明資料2-3】

2.3 地震力の算定方法

重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、以下のと おり適用する。

【補足説明資料2-4】

2. 3. 1 静的地震力

常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置 される重大事故等対処施設について,「第7条:地震による損傷の防止」 に示すBクラス又はCクラスの施設に適用する地震力を適用する。

2. 3. 2 動的地震力

常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設について, 「第7条:地震による損傷の防止」に示す基準地震動による地震力を適用する。

常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置 される重大事故等対処施設のうち、Bクラス施設の機能を代替する施設で あって共振のおそれのある施設については、「第7条:地震による損傷の 防止」に示す共振のおそれのあるBクラス施設に適用する地震力を適用す る。

なお、重大事故等対処施設のうち、安全機能を有する施設の基本構造 と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及 び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切 にモデル化した上での地震応答解析、加振試験等を実施する。

2. 4 荷重の組合せと許容限界

重大事故等対処施設に適用する荷重の組合せと許容限界は,以下による ものとする。

2. 4. 1 耐震設計上考慮する状態

地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。

- (1) 建物·構築物
- a. 運転時の状態

再処理施設が運転状態にあり,通常の自然条件下におかれている状態。

b. 重大事故等の状態

重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で,重大事故等 対処施設の機能を必要とする状態。

c. 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件。

- (2) 機器·配管系
- a. 運転時の状態

再処理施設の運転が計画的に行われた場合であって、インターロック 又は警報が設置されている場合は、圧力及び温度がインターロック又は 警報の設定値以内にある状態。

b. 運転時の異常な過渡変化時の状態

運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

c. 設計基準事故時の状態

発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。

d. 重大事故等の状態

重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故の状態で,重大事故等 対処施設の機能を必要とする状態。

e. 設計用自然条件

設計上基本的に考慮しなければならない自然条件。

2. 4. 2 荷重の種類

- (1) 建物·構築物
- a. 再処理施設のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重, すなわち固定荷重, 積載荷重, 土圧, 水圧及び通常の気象条件による荷 重
- b. 運転時の状態で施設に作用する荷重
- c. 重大事故等の状態で施設に作用する荷重
- d. 設計用自然条件(積雪荷重,風荷重)

ただし、運転時の荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシングによる荷重が含まれるものとする。

- (2) 機器·配管系
- a. 運転時の状態で施設に作用する荷重
- b. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重
- c. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重
- d. 重大事故等の状態で施設に作用する荷重
- e. 設計用自然条件(積雪荷重,風荷重)

2. 4. 3 荷重の組合せ

地震力と他の荷重との組合せは以下による。

- (1) 建物·構築物
- a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の 建物・構築物については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設 に作用する荷重及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重並びに設計 用自然条件と地震力を組み合わせる。
- b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重並びに設計用自然条件と地震力を組み合わせる。
- (2) 機器・配管系
- a. 常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系については,運転時の状態で施設に作用する荷重,運転時の異常な過渡変化,設計基準事故及び重大事故等の状態で施設に作用する荷重並びに設計用自然条件

と地震力を組み合わせる。

- b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備に係る機器・配管系については、運転時の状態で施設に作用する荷重及び設計用自然条件と地震力を組み合わせる。
- (3) 荷重の組合せ上の留意事項
- a. ある荷重の組合せ状態での評価が、その他の荷重の組合せ状態と比較 して明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合 せ状態での評価は行わないことがある。
- b. 運転時の異常な過渡変化時,設計基準事故時及び重大事故等(以下,「事故等」という。)に生じるそれぞれの荷重については,地震によって引き起こされるおそれのある事故等によって作用する荷重及び地震によって引き起こされるおそれのない事故等であっても,いったん事故等が発生した場合,長時間継続する事故等による荷重は,その事故等の発生確率,継続時間及び地震動の超過確率の関係を踏まえ,適切な地震力(基準地震動Ss又は弾性設計用地震動Sdによる地震力)と組み合わせて考慮する。

以上を踏まえ、事故等の状態で作用する荷重と地震力(基準地震動SS又は弾性設計用地震動Sdによる地震力)との組合せについては、以下を基本設計とする。常設耐震重要重大事故等対処設備については、いったん事故等が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動Sdによる地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動Ssによる地震力を組み合わせる。

【補足説明資料2-5】

c. 重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の設備分類に応じた地震力と常時作用している荷重、事故等の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。

2. 4. 4 許容限界

各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は 次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥 当性が確認されている許容応力等を用いる。

建物·構築物

a. 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される建物・構築物は,基準 地震動による地震力に対し,建物・構造物全体としての変形能力(終 局耐力時の変形)について十分な余裕を有し,建物・構築物の終局耐 力に対して妥当な安全余裕を持たせること。

終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を増大していくとき、その変形又は歪みが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、 既往の実験式に基づき適切に定めるものとする。

- b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物は、「第7条:地震による損傷の防止」に示すBクラス施設及びCクラス施設を有する建物・構築物の許容限界を適用する。
- c. 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物は、地震動による地震力に対し、建物・構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対して妥当な安全余裕を持たせること。

d. 建物・構築物(屋外重要土木構造物である洞道を除く)の保有水平耐力は、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して、重大事故等対処施設が代替する機能を有する設備が属する耐震重要度分類のクラスに応じた適切な安全余裕を有していることを確認する。

(2) 機器·配管系

- a. 常設耐震重要重大事故等対処設備に係る機器・配管系は、基準地震動による地震力に対し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって延性破壊限界に十分な余裕を有し、施設に要求される機能に影響を及ぼすことがない限度に応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。
- b. 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備に係る機器・配管系は、「第7条:地震による損傷の防止」に示すBクラス及びCクラスの機器・配管系の許容限界を適用する。
- c. 動的機器は、地震時及び地震後に動作を要求される機器及び配管系については、実証試験等により確認されている機能維持加速度等を許容限界とする。

(3) 基礎地盤の支持性能

建物・構築物が設置する地盤の支持性能については、基準地震動又は 静的地震力により生じる施設の基礎地盤の接地圧が、安全上適切と認め られる規格及び基準に基づく許容限界に対して、妥当な余裕を有するよ う設計する。

- 2. 4. 5 設計における留意事項
- 2. 4. 5. 1 波及的影響

常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設は、 Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常 設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故 等対処設備の波及的影響によって、事故等に対処するために必要な機能を 損なわれるおそれがないように設計する。

2. 5 緊急時対策所

緊急時対策所については、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。

緊急時対策所については、耐震構造とし、基準地震動による地震力に 対して、遮蔽性能を確保する。

また、緊急時対策所の居住性を確保するため、鉄筋コンクリート構造 とし、基準地震動による地震力に対して、緊急時対策所の換気設備の性能 とあいまって緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が 7日間で100mSvを超えない設計とする。

なお、地震力の算定方法及び荷重の組合わせと許容限界については、「2.3 地震力の算定方法」及び「2.4 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。

第1表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類 (1/12)(例)

71-40 =77-70-70.00m(-1.50.0m) 70.00/70 (1.10/10)										
SA機	能分類	代替する安全機能を有する施設の安 全機能 ([] 内は耐震クラス)		股傭名称		直接支持	守構造物	間接支持	特構造物	建物・構築物
第34条 臨界事故	の拡大を防止するだ	とめの設備	•			•				
				臨界検知用放射線検出器(溶解槽用)						-
			子吸収材緊急供給回路	緊急停止操作スイッチ(溶解施設用)(電路含む)	1					-
				緊急停止系 (工程制御盤, 電路含む)	1					_
			代替溶解設備の可溶性中性子 吸収材緊急供給系	重大事故時可溶性中性子吸収材供給貯槽 (溶解槽用)						-
				重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁(溶解槽用)]					ı
		放射性物質の過度の放出防止機能 (ソースターム制限機能)		重大事故時可溶性中性子吸収材供給系主配管・弁(溶解槽用)[流路]	常設耐震重要重大事故等対	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対		S s	-
		(S)	電気設備	前処理建屋の6.9kV非常用母線	処設備	1次級・昭日 サジス141号近19	処設備	常用電源建屋,洞道	3 *	_
				前処理建屋の460V非常用母線	1					-
				前処理建屋の第2非常用直流電源設備	1					-
				第2非常用ディーゼル発電機	1					-
				非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線	1					-
	可溶性中性子吸			制御建屋の6.9kV非常用母線	1					-
	収材を供給する		代替安全圧縮空気系	圧縮空気設備の安全圧縮空気系	1					_
	ための設備		計測制御系統施設	臨界検知用放射線検出器 (ハル洗浄槽, エンドビース酸洗 浄槽用)	常設耐震重要重大事故等対	100 DD	常設耐震重要重大事故等対	ate in will be the table	(支持する設備に適用する	-
				緊急停止操作スイッチ(溶解施設用)(電路含む)	型設備以外の常設重大事故 等対処設備	機器・配管等の支持構造物	処設備以外の常設重大事故 等対処設備	前処理建屋,制御建屋	地震力)	ı
				緊急停止系 (工程制御盤,電路含む)	777768480		47/47/2004/00			-
			溶解設備	重大事故時可溶性中性子吸収材供給貯槽 (ハル洗浄槽用)						-
前処理建屋		_		重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁 (ハル洗浄槽用)						-
				重大事故時可溶性中性子吸収材供給系主配管・弁 (ハル洗浄槽用)[流路]	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故	前処理建屋	(支持する設備に適用する	_
				重大事故時可溶性中性子吸収材供給貯槽 (エンドピース酸洗浄槽用)	等対処設備		等対処設備		地震力)	_
				重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁 (エンドピース酸洗浄槽用)						_
			04.5000.00	重大事故時可溶性中性子吸収材供給系主配管・弁 (エンドピース酸洗浄槽用)[流路]						-
			貯留設備	貯留設備の隔離弁						_
				貯留設備の空気圧縮機	常設耐震重要重大事故等対		常設耐震重要重大事故等対			_
				貯留設備の貯留タンク		機器・配管等の支持構造物	処設備以外の常設重大事故	前処理建屋	(支持する設備に適用する 地震力)	_
				貯留設備の圧力計	等対処設備		等対処設備		地展///	_
				貯留設備の流量計	-					_
	貯留設備による		計測制御系統施設	貯留設備の放射線モニタ Extraction (Mark Call)	常設耐震重要重大事故等対		常設耐震重要重大事故等対			_
	放射性物質の貯留	-	DI GOINT PENTAGABER	監視制御盤 (電路含む) 安全系監視制御盤		機器・配管等の支持構造物			地震刀)	
				第1高性能粒子フィルタ	TAIAMA MI		T/I ARAM			_
				第2高性能粒子フィルタ	常設耐震重要重大事故等対		常設耐震重要重大事故等対			_
			せん断処理・溶解廃ガス処理 設備	第2両性肥粒ナノイルタ 排風機	処設備以外の常設重大事故	機器・配管等の支持構造物	処設備以外の常設重大事故	前処理建屋		
			NA WIE	第	等対処設備		等対処設備			
			I	サム斯処理・溶解磨ガス処理貯備主配管・弁[済路]	1					

第1表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類 (2/12)(例)

SA機	能分類	代替する安全機能を有する施設の安 全機能 ([]内は耐震クラス)		設備名称		直接支持	守 構造物	間接支持	守構造物	建物・構築物
			前処理建屋換気設備	ダクト・ダンパ[流路]	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備	前処理建屋	(支持する設備に適用する 地震力)	-
			気体排気物の廃棄施設	主排気筒	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備	-	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備	支持鉄塔,基礎	(支持する設備に適用する 地震力)	-
	貯留設備による 放射性物質の貯	_	溶解股備	掃気用空気供給配管・弁(溶解設備) (溶解槽用) [液路] 掃気用空気供給配管・弁(溶解設備) (ハル洗浄槽用) [液路] 掃気用空気供給配管・弁(溶解設備) (エンドビース酸洗 浄槽用) [流路]	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備 等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対 処設偏以外の常設重大事故 等対処設備	前処理建屋	(支持する設備に適用する 地震力)	_ _
	留		計測制御系統施設	掃気用空気供給配管・弁(計測制御系)(溶解槽用)[流 路] 掃気用空気供給配管・弁(計測制御系)(エンドピース 酸洗浄槽用)[流路]	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備	前処理建屋	(支持する設備に適用する 地震力)	-
前処理建屋 臨界			電気設備	前処理建屋の6.9kV運転予備用母線 前処理建屋の460V運転予備用母線 前処理建屋の常用直流電源設備 運転予備用ディーゼル発電機 ユニティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線 制御建屋の6.9kV運転予備用母線	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備 等対処設備	前処理建屋,制御建屋, ユーディリティ建屋,洞道	(支持する設備に適用する 地震力)	-
	放射線分解水素の掃気に使用す	-	代替安全圧縮空気系	掃気用空気供給配管・弁(溶解設備) (溶解槽用) [流路] 掃気用空気供給配管・弁(計測制御系) (溶解槽用) [流 掃気用空気供給配管・弁(溶解設備) (エンドピース 酸 洗冷槽用) [流路] 掃気用空気供給配管・弁(計測制御系) (エンドピース 酸洗冷槽用) [流路] 掃気用空気供給配管・弁(溶解設備) (ハル洗冷槽用) [流路]	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備 等対処設備	前処理準屋	(支持する設備に適用する 地震力)	- - - -
	る設備		電気設備	加水理 動処理建屋の6.9kV非常用母線 前処理建屋の第2非常用直流電源設備 第2非常用ディーゼル発電機 非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線 制御建厚の6.9kV非常用母線	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐養重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備 等対処設備	前処理建屋,制御建屋,非 常用電源建屋,洞道	(支持する設備に適用する 地震力)	- - - -

第1表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類 (3/12)(例)

SA機	能分類	代替する安全機能を有する施設の安 全機能 ([] 内は耐震クラス)		設備名称		直接支持	守構造物	間接支柱	特構造物	建物・構築物
			計測制御系統施設	臨界検知用放射線検出器 (第5一時貯留処理権、第7一時 貯留処理権用) 緊急停止操作スイッチ (精製施設用) (電路含む)	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備	精製建屋,制御建屋	(支持する設備に適用する 地震力)	-
				緊急停止系(工程制御盤、電路含む)	47/1/2000/00		T/I/CHC NO			
			精製建屋一時貯留処理設備							_
				重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁 (第5一時貯留処理槽用)						-
	可溶性中性子吸			重大事故時可溶性中性子吸収材供給系主配管・弁 (第5一時貯留処理槽用)[流路]	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故	精製建屋	(支持する設備に適用する	-
	収材を供給するための設備	_		重大事故時可溶性中性子吸収材供給貯槽 (第7一時貯留処理槽用)	等対処設備		等対処設備		地震力)	_
	/C v/V/EX IN			重大事故時可溶性中性子吸収材供給弁 (第7一時貯留処理槽用)						-
				重大事故時可溶性中性子吸収材供給系主配管・弁 (第7一時貯留処理槽用)[流路]						-
			電気設備	精製建屋の6.9kV非常用母線						_
				精製建屋の460V非常用母線						_
				精製建屋の第2 非常用直流電源設備	常設耐震重要重大事故等対	48 00 . 27 M/ M/ n + 14 48 /4 46	常設耐震重要重大事故等対	精製建屋,制御建屋,非常	*屋, 新御嘘屋, 非常 用電源地屋(支持する設備に適用する 地震力)	-
				第2非常用ディーゼル発電機	処設備以外の常設里大事故 等対処設備	機器・配官等の又持構道物	処数備以外の常数重大事故 等対処設備	用電源建屋		-
精製建屋				非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線						-
臨界				制御建屋の6.9kV非常用母線						-
				貯留設備の隔離弁						-
				貯留設備の空気圧縮機						_
				貯留設備の貯留タンク						_
			 貯留設備	貯留設備の圧力計	常設耐震重要重大事故等対	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対	精製建屋	(支持する設備に適用する	_
			NA BORNAM	貯留設備の流量計	等対処設備	Marine 出自サップスIV特温型	等対処設備	THURSDAY.	地震力)	-
				貯留設備の放射線モニタ						-
				監視制御盤(電路含む)						_
				安全系監視制御盤						_
	貯留設備による			高性能粒子フィルタ						-
	放射性物質の貯 留	_	精製建屋塔槽類廃ガス処理設	排風機	常設耐震重要重大事故等対	48 00 E1/8/8/ n + 44 48 14 46	常設耐震重要重大事故等対	****	(支持する設備に適用する	_
			備	隔離弁	処設備以外の常設重大事故 等対処設備	機器・配管等の支持構造物	処設備以外の常設重大事故 等対処設備	精製建屋	地震力)	-
				精製建屋塔槽類廃ガス処理股備 (ブルトニウム系) 主配管・弁[流路]					Page 717	-
			精製建屋換気設備	ダクト・ダンパ[流路]	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備	精製建屋	(支持する設備に適用する 地震力)	_
			気体排気物の廃棄施設	主排気筒	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故 等対処設備	精製建屋	(支持する設備に適用する 地震力)	-

第1表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類 (4/12)(例)

SA樹	輸能分類	代替する安全機能を有する施設の安 全機能 ([] 内は耐震クラス)		設備名称		直接支	守構造物	間接支持	守構造物	建物・構築物
			精製建屋一時貯留処理設備	掃気用空気供給配管・弁 (精製建屋一時貯留処理設備) (第5一時貯留処理槽用)[流路]	常設耐震重要重大事故等対	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対	精製建屋	(支持する設備に適用する	-
			情歌是是一時刻留心理取締	掃気用空気供給配管・弁(精製建屋一時貯留処理設備) (第7一時貯留処理槽用)[流路]	等対処設備	(機器・配音等の文材構造物	等対処設備	行 3KM (EL	地震力)	_
			計測制御系統施設	掃気用空気供給配管・弁(計測制御系)(第5一時貯留処理槽用)[流路]	常設耐震重要重大事故等対	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対	精製建屋	(支持する設備に適用する	_
	貯留設備による 放射性物質の貯	_	al order processor	掃気用空気供給配管・弁(計測制御系)(第7一時貯留処 理槽用)[流路]	等対処設備	機構・配置等の文材構造物	等対処設備	有數學座	地震力)	_
	锱			精製建屋の6.9kV運転予備用母線						-
				精製建屋の460V運転予備用母線						_
			電気設備	精製建屋の常用直流電源設備	常設耐震重要重大事故等対	対 故 機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対	精製建屋,制御建屋,ユー		_
		The Association of the Associati	第2運転予備用ディーゼル発電機	等対処設備	COMME HOLD TO SOLVE TO	等対処設備	ディリィ建屋	地震力)	_	
			ユーティリティ建屋の6.9kV運転予備用主母線						_	
精製建屋				制御建屋の6.9kV運転予備用母線						-
臨界				掃気用空気供給配管・弁 (精製建屋一時貯留処理股備) (第5一時貯留処理槽用)[流路]						_
			代替安全圧縮空気系	掃気用空気供給配管・弁(計測制御系)(第5一時貯留処 理槽用)[流路]	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故	持製建局	(支持する設備に適用する	_
			THE SERVICE OF THE SE	掃気用空気供給配管・弁 (精製建屋一時貯留処理設備) (第7一時貯留処理槽用)[流路]	等対処設備	Will Bull 4-500 HAZIV	等対処設備	11134-200	地震力)	-
	放射線分解水素 の帰気に使用す る設備	-		掃気用空気供給配管・弁(計測制御系) (第7一時貯留処理槽用)[流路]						-
	SEXIM			精製建屋の6.9kV非常用母線						_
				精製建屋の460V非常用母線						_
			震気設備	精製建屋の第2非常用直流電源設備	常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故		常設耐震重要重大事故等対 処設備以外の常設重大事故	精製建屋	(支持する設備に適用する	_
	⁽²⁾	雷气 沙備	第2非常用ディーゼル発電機		【大事故 機器・配管等の支持構造物	「構造物 処設備以外の常設重大事故 等対処設備	THE PARTY.	地震力)	-	
				非常用電源建屋の6.9kV非常用主母線			-7/1/AHAM			_
				制御建屋の6.9kV非常用母線						_

第1表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類 (5/12)(例)

	機能分類	代替する安全機能を有する施 設の安全機能 ([]内は耐震クラス)		設備名称		直接支	特構造物	間接支	持構造物	建物・構築物
第35条 冷却機能	能の喪失による蒸発	乾固に対処するための設備								
				内部ループ配管						-
				冷却コイル配管	all an Timber of the Late of the	機器・配管等の支持構造		前処理建屋	S s	-
			代替安全冷却水系	冷却ジャケット配管	常設耐震重要重大事故等 対処設備	物	対処設備	HUNDALMERE	3 *	-
				機器注水配管						-
				軽油貯蔵タンク		_	-	基礎	S s	-
				中間ポットA						_
			溶解設備	中間ポットA(冷却ジャケット)						_
			HF/3+ ax Me	中間ポットB						-
				中間ポットB(冷却ジャケット)						_
				中継槽A						-
				中継槽A(冷却ジャケット)						_
	内部ループ通水による冷却/貯			中継槽B						-
	水槽から機器へ	14 14 44 44 - 14 - 14 14 14 14		中継槽B(冷却ジャケット)						-
	の注水/代替安	崩壊熱等の除去機能 [S]		リサイクル槽A						_
	全冷却水系によ る冷却コイル等	(-)		リサイクル槽A(冷却ジャケット)						_
	への通水冷却			リサイクル槽B	常設耐震重要重大事故等	機器・配管等の支持構造	常設耐震重要重大事故等	前処理建屋	S s	_
				リサイクル槽B(冷却ジャケット)	対処設備	物	対処設備	削处理难座	3 5	_
		清澄・計量設備	計量前中間貯槽A						_	
			(月位: " 計 重 政)地	計量前中間貯槽A(冷却コイル)						_
				計量前中間貯槽B]					_
前処理建屋 蒸発乾固				計量前中間貯槽B (冷却コイル)	1					-
茶発乾囱				計量後中間貯槽	1					_
				計量後中間貯槽 (冷却コイル)	1					_
				計量・調整槽	1					_
				計量・調整槽 (冷却コイル)	1					_
1				計量補助槽	1					_
				計量補助槽 (冷却コイル)	1					_
				配管						_
				隔離弁	1					_
				魔ガス洗浄塔シール ポット	1					_
			At 40 mm 16 mm	塔槽類廃ガス処理設備からセルに得出するユニッ	alternative and the second second second	機器・配管等の支持構造	常設耐震重要重大事故等	前処理建屋	S s	_
			前処理建屋 代替塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニット(フィルタ)	常設耐震重要重大事故等 対処設備	₩	対処設備	削火地地座	3 \$	-
		At A1 10 44 86 - 88 10 10 17 11 10 10		凝縮器						_
	放出低減	放射性物質の閉じ込め機能 [S]		凝縮液回収系						_
				軽油貯蔵タンク		_	_	基礎	基礎 S s J処理建屋 S s	_
				ダクト				前加珊珠层		_
				重大事故対処用母線			常設耐震重要重大事故等	削处理是歷		_
			前処理建屋 代替換気設備	主排気筒へ排出するユニット	常設耐震重要重大事故等 対処設備	機器・配官等の支持構造物	常設耐農重要重大事故等 対処設備	前処理建屋,分離建屋, Ss 洞道	S s	-
				排気モニタリング設備				主排気筒管理建屋	S s	_
1	1	I	I	主排気筒	1	_	_	主排気筒管理建屋 Ss 支持鉄塔、基礎 Ss	e -	

第1表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類 (6/12)(例)

SA	機能分類	代替する安全機能を有する施 設の安全機能 ([] 内は耐震クラス)		設備名称		直接支:	特構造物	間接支	特構造物	建物・構築物
				内部ループ配管						_
				冷却コイル配管	diam right at reach 1 who to the	機器・配管等の支持構造	常設耐震重要重大事故等	分離建屋	S s	_
			代替安全冷却水系	冷却ジャケット配管	常設耐震重要重大事故等 対処設備	物	対処設備	刀龍地座	3 8	_
				機器注水配管						_
				軽油貯蔵タンク		_	_	基礎	S s	_
				溶解液中間貯槽						_
				溶解液中間貯槽 (冷却コイル)]					_
				溶解液供給槽						_
				溶解液供給槽 (冷却コイル)]					_
				抽出廃液受槽						_
			分離設備	抽出廃液受槽(冷却コイル)]					_
			N PARTY IN	抽出廃液中間貯槽						_
				抽出廃液中間貯槽(冷却コイル)						_
		抽出廃液供給槽B			_					
	内部ループ通水 による冷却/貯			抽出廃液供給槽B(冷却コイル)						_
雌建屋	水槽から機器へ	崩壊熱等の除去機能		抽出廃液供給槽B]					_
^{雅地压 発乾固}	の注水/代替安	開級熱等の除去機能 [S]		抽出廃液供給槽B(冷却コイル)						_
	全冷却水系によ る冷却コイル等			第1一時貯留処理槽]					_
	への通水冷却			第1一時貯留処理槽(冷却コイル)	常設耐震重要重大事故等	機器・配管等の支持構造	常設耐震重要重大事故等	分離建屋	Ss	_
				第3一時貯留処理槽	対処設備	物	対処設備	力解准压	3,	_
				第3一時貯留処理槽(冷却コイル)						_
				第4一時貯留処理槽						_
			分離建屋一時貯留処理設備	第4一時貯留処理槽(冷却コイル)						_
			为 解 是	第6一時貯留処理槽						_
				第6一時貯留処理槽(冷却ジャケット)						_
				第7一時貯留処理槽						_
				第7一時貯留処理槽(冷却コイル)						_
				第8一時貯留処理槽]					_
				第8一時貯留処理槽(冷却コイル)]					_
				高レベル廃液供給槽]					_
			高レベル廃液濃縮系	高レベル廃液供給槽(冷却コイル)						_
			ING # OF BIGHTA GRAND AN	高レベル廃液濃縮缶]					_
		1	1	高レベル廃液濃縮缶(冷却コイル)	1	1	I		I	_

第1表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類 (7/12)(例)

SA	機能分類	代替する安全機能を有する施 設の安全機能 ([]内は耐震クラス)		設備名称		直接支	特構造物	間接支	特構造物	建物・構築物
				配管						_
				隔離弁						_
				廃ガス リリーフ ポット						_
			分離建屋	哈槽類廃ガス処埋設備からでルに導出するユニッ						_
			/\ mic 2 m 105	塔槽類廃ガス処理設備からゼルに導出するユニッ L	党的刑费全事金十事 业等	機関・副体がの主体機体	常設耐震重要重大事故等			_
			プ 「 で で で で で で で で で で で で	(フィルタ)	常設耐震重要重大事故等 対処設備	機器・配官寺の又付傳道	常設附展里安里大事似寺 対処設備	分離建屋	S s	_
			TV H P H I AND A P P P P P P P P P P P P P P P P P P	凝縮器	AT ASSESSING	14	A COMO MO			_
分離建屋 蒸発乾固	放出低減	放射性物質の閉じ込め機能 [S]	代替哈僧類廃ガス処理設備	凝縮液回収系]			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		_
然光乾回		(3)		高レベル廃液濃縮缶凝縮器						_
				第1エジェクタ凝縮器						_
				軽油貯蔵タンク						_
			ダクト 分離地屋 重大事	ダクト		Marin water and the second	ALON TIMES TO THE LOCAL SECTION	分離建屋	S s	_
				重大事故対処用母線	常設耐震重要重大事故等	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等 対処設備	刀龍雕座	5 S	_
				排気モニタリング設備	対処設備		为	主排気筒管理建屋	S s	_
				主排気筒		_	-	支持鉄塔,基礎	S s	-

第1表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類 (8/12)(例)

SA模	美能分類	代替する安全機能を有する施 設の安全機能 ([] 内は耐震クラス)		設備名称		直接支	特構造物	間接支	持構造物	建物・構築物	
				内部ループ配管		to no water the second state of	All DO THE STATE OF THE SECOND STATE AND ADDRESS OF THE SECOND STATE ADDRESS OF THE SECOND STATE AND ADDRESS OF THE SECOND STATE A			_	
			代替安全冷却水系	冷却コイル配管	常設耐震重要重大事故等	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等 対処設備	精製建屋	S s	_	
			NEGENANA	機器注水配管	対処設備	.,,	7-27-5-10			_	
				軽油貯蔵タンク		-	-	基礎	S s	-	
				プルトニウム濃縮液受槽						_	
				プルトニウム濃縮液受槽 (冷却コイル)						_	
				リサイクル槽						_	
				リサイクル槽 (冷却コイル)						_	
				希釈槽	-					_	
				希釈槽(冷却コイル)	-					_	
				プルトニウム濃縮液一時貯槽 (冷却コイル)	1						
				プルトニウム機稲板一時好情(布取コイル)	1					_	
	内部ループ通水 による冷却/貯			ブルトニウム機和収訂重情 (冷却コイル)	1						
	水槽から機器へ	崩壊熱等の除去機能	プルトニウム精製設備	ブルトニウム機権被引量情(市場コイル)	1					_	
	の注水/代替安全冷却水系によ	(S)		プルトニウム濃縮液中間貯槽(冷却コイル)	ル)					_	
	る冷却コイル等			ブルトニウム溶液受槽	常設耐震重要重大事故等	機器・配管等の支持構造	常設耐震重要重大事故等	de de Zab ma		_	
	への通水冷却			プルトニウム溶液受槽 (冷却コイル)	対処設備	物物	対処設備	精製建屋	S s	_	
				油水分離槽	1					-	
				油水分離槽(冷却コイル)	1					-	
				プルトニウム濃縮缶供給槽	1					-	
精製建屋				プルトニウム濃縮缶供給槽 (冷却コイル)						_	
蒸発乾固				プルトニウム溶液一時貯槽						_	
				プルトニウム溶液一時貯槽 (冷却コイル)						_	
				第1一時貯留処理槽							_
				第1一時貯留処理槽(冷却コイル)						_	
			精製建屋一時貯留処理設備	第2一時貯留処理槽						_	
				第2一時貯留処理槽(冷却コイル)						_	
				第3一時貯留処理槽						_	
				第3一時貯留処理槽(冷却コイル)						_	
				配管 隔離弁	1						
				開催开 廃ガスポット	1						
										_	
			精製建屋	ルトニウム系)からセルに導出するユニット	常設耐震重要重大事故等		常設耐震重要重大事故等	精製建屋	S s	_	
			代替塔槽類廃ガス処理設備	塔槽類廃ガス処理設備の塔槽類廃ガス処理系 (プルトニウム系) からセルに導出するユニット	対処設備	物	対処設備	111/9/5/700000	S s	_	
	放出低減	放射性物質の閉じ込め機能 [S]		<u>(フィルタ)</u> 萎縮器	-					_	
		""		凝縮液回収系	1					_	
				軽油貯蔵タンク	1	_	_	基礎		_	
										_	
			ダクト 精製建屋 重大事	重大事故対処用母線	常設耐震重要重大事故等		常設耐震重要重大事故等	精製建屋	S s	_	
			代替換気設備	排気モニタリング設備	対処設備	物	対処設備	主排気筒管理建屋	S s	_	
				主排気筒	1	_	_	支持鉄塔,基礎	Ss	_	

第1表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類 (9/12)(例)

SA機	美能分類	代替する安全機能を有する施 設の安全機能 ([]内は耐震クラス)		設備名称		直接支持	守構造物	間接支	持構造物	建物・構築物				
				内部ループ配管		MARIE TO AN	alson, Tilanian or on I vic 14 Mr	demand and a death		_				
			代替安全冷却水系	冷却ジャケット配管	常設耐震重要重大事故等	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等 対処設備	ウラン・プルトニウム混 合脱硝建屋	S s	_				
			八百女王印邓小东	機器注水配管	対処設備	P-4	A ACINA III	LI NOTIFICAL		_				
	内部ループ涌水			軽油貯蔵タンク		_	_	基礎	S s	_				
	による冷却/貯			硝酸プルトニウム貯槽						-				
	水槽から機器へ の注水/代替安	崩壊熱等の除去機能		硝酸プルトニウム貯槽(冷却ジャケット)						_				
	全冷却水系によ	(s)		混合槽A						-				
	る冷却コイル等			混合槽A(冷却ジャケット)	常設耐震重要重大事故等	機器・配管等の支持構造	常設耐震重要重大事故等		S s	_				
	への通水冷却		設備の溶液系	混合槽B	対処設備	物	対処設備	合脱硝建屋	3 8	-				
			混合槽B(冷却ジャケット)						_					
ウラン・ブルト				一時貯槽						_				
ニウム混合脱硝				一時貯槽(冷却ジャケット)						_				
建屋 蒸発乾固				配管						_				
然光彩回				隔離弁						_				
				塔槽類廃ガス処理設備からセルに導出するユニッ		40 00 X 70 W	alson, Timber of the Late Ma	destruction of a 1 - de 1 de		_				
			ウラン・プルトニウム混合脱硝 建屋	路槽類廃ガス処理設備からゼルに導出するユニッ	常設耐震重要重大事故等	機器・配官等の文符構造物	常設耐震重要重大事故等 対処設備	ウラン・プルトニウム混 合脱硝建屋	S s	_				
			代替塔槽類廃ガス処理設備	(7114)	対処設備									
	物出任油	放射性物質の閉じ込め機能		凝縮器						_				
	AX LLI IEMPA	(S) ウラ原		凝縮液回収系						_				
				軽油貯蔵タンク		_	_	基礎	S s	_				
			ウラン・ブルトニウム混合脱硝 雄屋 代替換気設備 排気モ	ダクト	常設耐震重要重大事故等 対処設備	郷界・夏悠悠の支給構造	党即刑官者而命士事始等	ウラン・プルトニウム混	Ss	_				
				重大事故対処用母線		#故等 機器・配管等の支持構造 物	構造 常設耐震重要重大事故等 対処設備	合脱硝建屋		_				
				排気モニタリング設備			A) ACIDA INI	主排気筒管理建屋	S s	_				
			代名	代替	代替技		代替接		主排気筒		_	_	支持鉄塔、基礎	S s

第1表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類 (10/12)(例)

SA模	美能分類	代替する安全機能を有する施 設の安全機能 (() 内は耐震クラス)		設備名称		直接支	特構造物	間接支	特構造物	建物・構築物	
				内部ループ配管						_	
				冷却コイル配管						_	
			() 44 de A VA de L = 7	機器注水配管	常設耐震重要重大事故等	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等 対処設備	高レベル廃液ガラス固化 建屋	S s	-	
			代替安全冷却水系	冷却水給排水系	対処設備	100	A) AZRX WE	All All		_	
				冷却水注水配管						_	
				軽油貯蔵タンク		_	-	基礎	S s	_	
				第1高レベル濃縮廃液貯槽						_	
				第1高レベル濃縮廃液貯槽(冷却コイル)						_	
				第2高レベル濃縮廃液貯槽						-	
			THE R. L. L. L. LEWIS CO., LANSING MICH. LANSING MICH.	第2高レベル濃縮廃液貯槽(冷却コイル)						_	
			高レベル濃縮廃液貯蔵系	第1高レベル濃縮廃液一時貯槽						_	
	内部ループ通水			第1高レベル濃縮廃液一時貯槽(冷却コイル)						_	
	による冷却/貯			第2高レベル濃縮廃液一時貯槽						_	
	水槽から機器へ の注水/代替安	崩壊熱等の除去機能		第2高レベル濃縮廃液一時貯槽(冷却コイル)						-	
	全冷却水系によ	(S)	共用貯蔵系	高レベル廃液共用貯槽							-
	る冷却コイル等 への通水冷却		24/11x1/mx/sk	高レベル廃液共用貯槽(冷却コイル)				等 高レベル廃液ガラス固化		-	
	への週水市和			高レベル廃液混合槽A	常設耐震重要重大事故等	機器・配管等の支持構造	常設耐震重要重大事故等		S s	-	
				高レベル廃液混合槽A(冷却コイル)	対処設備	物	対処設備	建屋	3 8	_	
				高レベル廃液混合槽B						-	
				高レベル廃液混合槽B(冷却コイル)						_	
高レベル廃液ガ				供給液槽A						-	
ラス固化建屋 蒸発乾固			高レベル廃液ガラス固化設備	供給液槽A(冷却コイル)						-	
SW 20 NO IEI			In the second se	供給液槽B						_	
				供給液槽B(冷却コイル)						_	
				供給槽A						_	
				供給槽A(冷却コイル)						_	
				供給槽B						_	
1				供給槽B(冷却コイル)						_	
				配管						_	
				隔離弁						_	
				廃ガス シール ポット 哈槽類廃刃ス処理設備からセルに導出するユニッ						_	
				ら 「格種類廃ガス処理設備からセルに導出するユニッ		100 E 100 W a + 101 M V .	att on Time at Time 1, we 14, We	ale succession and the LE on CO. No.		_	
			高レベル廃液ガラス固化建屋	F.	常設耐震重要重大事故等	機器・配官等の文持構造物	常設耐震重要重大事故等 対処設備	商レベル廃散ガラス固化 建屋	S s	_	
			代替塔槽類廃ガス処理設備	<u>(フィルタ)</u> 凝縮器	対処設備					_	
	放出低減	放射性物質の閉じ込め機能		凝縮液回収系						_	
	San Principal Control of the Control	(s)		凝縮器冷却水給排水系						_	
				気液分離器					S s 双固化 S s	_	
				軽油貯蔵タンク		-	-	基礎		-	
				ダクト				高レベル廃液ガラス固化		-	
			高レベル廃液ガラス固化建屋	重大事故対処用母線	常設耐震重要重大事故等	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等 対処設備	建屋	5 \$	_	
			代替換気設備	排気モニタリング設備	対処設備	10	CI CINC III	主排気筒管理建屋	S s	_	
		l		主排気筒		_	-	支持鉄塔,基礎	S s	-	

第1表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類 (11/12)(例)

SA機能分類	代替する安全機能を有する施設の安 全機能 ([]内は耐震クラス)		股傭名称		直接支持	守構造物	間接支持構造物		建物・構築物
第41条 重大事故等への対処に必要	となる水の供給設備								
蒸発乾固への対処のための代替安全 冷却水系への水供給	崩壊熱等の除去機能 (S)	代替安全冷却水系	第1貯水槽	常設耐震重要重大事故等対 処設備	-	_	第1保管庫・貯水所	S s	_

第1表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類 (12/12)(例)

SA機能分類	代替する安全機能を有する施設の 安全機能 (〔〕内は耐震クラス)	設備名称			直接支持構造物		間接支持構造物		建物・構築物
第46条 緊急時対策所	•								
居住性を確保するための設 備	_	緊急時対策所	緊急時対策所(遊蔽)	常設耐震重要重大事故等 対処設備	-	-	緊急時対策所建屋	S s	0
		緊急時対策所換気設備	緊急時対策所送風機	常設耐震重要重大事故等 対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐養重要重大事故等対処設備	緊急時対策所	S s	-
			緊急時対策所排風機						-
			緊急時対策所フィルタ ユニット						-
			緊急時対策所加圧ユニット						-
			ダクト・ダンパ [流路]						_
			配管・弁[流路]						_
			再循環ダンパ						_
			対策本部室差圧計						_
			待機室差圧計						-
			制御盤(監視制御盤、工程制御盤)						_
必要な指示及び通信連絡に 関わる設備	-	緊急時対策所 情報把握設備	情報収集装置	常設耐震重要重大事故等 対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等 対処設備	緊急時対策所	Ss	-
			情報表示装置						_
			データ収集装置						-
			データ表示装置						-
		通信連絡設備	統合原子力防災ネットワーク IP電話	常設耐騰重要重大事故等 対処設備以外の常設重大 事故等対処設備		常設耐震重要重大事故等 対処設備以外の常設重大 事故等対処設備	緊急時対策所	(支持する設備に適用す る地震力)	_
			統合原子力防災ネットワーク IP-FAX						_
			統合原子力防災ネットワーク TV会議システム						-
			データ伝送設備						_
			電路 (レシーパ、アンテナ、ケーブル、トレイ、電線 管)						-
緊急時対策所の電源設備	_	緊急時対策所 代替電源設備	緊急時対策所用発電機	常設耐震重要重大事故等 対処設備	機器・配管等の支持構造物	常設耐震重要重大事故等 対処設備	緊急時対策所	S s	_
			緊急時対策所内高圧系統 6.9kV緊急時対策所用母線 (M/C)						-
			所内高圧系統電路 (ケーブル、トレイ、電線管)						_
			緊急時対策所内低圧系統 460V緊急時対策所用母線 (P/C、MCC)						_
			所内低圧系統電路 (ケーブル、トレイ、電線管)						_
			燃料油移送ポンプ						-
			燃料油配管・弁 [流路]						-
			重油貯蔵タンク		_	_	基礎	S s	_

2章 補足説明資料

再処理施設 補足説明資料リスト

第31条:地震による損傷の防止

	再処理施設 補足説明資料	備考		
資料No.	名称			
補足説明資料1−1	上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について (重大事故等対処施設)			
補足説明資料1-2	水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針(重大事故 等対処施設)			
補足説明資料2−1	重大事故等対処設備の設備分類			
補足説明資料2−2	重大事故等対処施設の網羅的な整理について			
補足説明資料2−3	重大事故等対処施設の基本構造等に基づく既往の耐震評価手法の適用性と 評価方針について			
補足説明資料2−4	設計用地震力			
補足説明資料2-5	重大事故等対処施設の耐震設計における重大事故と地震の組合せについて			

補足説明資料1-1(31条)

上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について (重大事故等対処施設)

1. 概要

事業指定基準規則(以下「規則」という。)第7条別記2において、 耐震重要施設(Sクラス)が、下位のクラスに属する施設の波及的影響に よって、安全機能を損なわれないように設計することが要求されている。

重大事故等対処施設の耐震性に係る規則第31条「地震による損傷の防止」の適用においても別記2に準ずるよう規定されていることから、安全機能を有する施設の「耐震重要施設」と同等の耐震性の要求がある「常設耐震重要重大事故等対処設備」に対して下位クラスに属する施設の波及的影響によって重大事故等に対処するために必要な機能を損なわれないものとする。

2. 評価方針

波及的影響については、常設耐震重要重大事故等対処設備に用いる地震動又は地震力を適用して影響評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえて適切に設定する。

影響評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、常設耐震重要重大事故等対処設備の重大事故等の対処に必要な機能へ影響がないことを確認する。

- (1) 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響
- (2) 常設耐震重要重大事故等対処設備と下位クラス施設との接続部におけ

る相互影響

- (3) 建屋内における下位クラス施設の損傷,転倒及び落下による常設耐震 重要重大事故等対処設備への影響
- (4) 建屋外における下位クラス施設の損傷,転倒及び落下による常設耐震 重要重大事故等対処設備への影響

補足説明資料1-2 (31条)

水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針 (重大事故等対処施設)

1. 概要

重大事故等対処施設に係る水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに 関する影響評価については、整理資料「第7条:地震による損傷の防止」 に示す安全機能を有する施設における評価方針に基づき実施する。

2. 評価対象

評価対象は「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則 (平成25年12月6日原子力規制委員会規則第16号)」の第24条に規定されて いる常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設及 びその間接支持構造物,並びにこれらの施設への波及的影響防止のために 耐震評価を実施する施設とする。耐震Bクラスの施設については共振のお それのあるものを評価対象とする。

3. 評価方針

具体的な評価方針については、「1. 概要」に示す方針のとおり実施することとし、「耐震Sクラスの施設」を「常設耐震重要重大事故等対処設備」へ読み替える。

補足説明資料2-1(31条)

重大事故等対処設備の設備分類

申請対象重大事故等対処設備の耐震設計上の設備分類を示す。

重大事故等対処設備については、第三十一条第1項にて設備分類及び施設区 分毎に耐震要求が規定されている。

重大事故等対処設備の設備分類(例)

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	備考
臨界事故の拡大を防止するた	めの設備 前処理建屋の臨界事	故の拡大を防止するための設備	
溶解設備	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・ S ク ラ ス ・ 常設重大事故等対処設備	
清澄・計量設備	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・Sクラス ・常設重大事故等対処設備	
前処理建屋塔槽類廃ガス処 理設備	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・Sクラス ・常設重大事故等対処設備	
分析設備	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・Bクラス ・常設重大事故等対処設備	
計測制御設備	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・Sクラス ・常設重大事故等対処設備	
中央制御室 計測制御装置	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・ S ク ラ ス ・ 常設 重大事故等対処設備	
可搬型可溶性中性子吸収材 供給器	重大事故等対処設備	· 可搬型重大事故等対処設備	
せん断処理・溶解廃ガス処 理設備	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・ S ク ラ ス ・ 常設 重大事故等対処設備	
前処理建屋換気設備 前処 理建屋排気系	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・Sクラス ・常設重大事故等対処設備	
臨界事故の拡大を防止するた	めの設備 分離建屋の臨界事故	の拡大を防止するための設備	
分配設備	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・ S クラス ・ 常設重大事故等対処設備	
分離建屋一時貯留処理設備	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・Sクラス ・常設重大事故等対処設備	
分離建屋塔槽類廃ガス処理 設備 塔槽類廃ガス処理系	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・Sクラス ・常設重大事故等対処設備	
計測制御設備	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・ S ク ラ ス ・ 常 設 重 大 事 故 等 対 処 設 備	
中央制御室 計測制御装置	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・Sクラス ・常設重大事故等対処設備	
可搬型可溶性中性子吸収材 供給器	重大事故等対処設備	· 可搬型重大事故等対処設備	
分離建屋塔槽類廃ガス処理 設備からセルに導出するユ ニット	重大事故等対処設備	· 常設重大事故等対処設備	
分離建屋換気設備 分離建 屋排気系	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・ S ク ラ ス ・ 常設重大事故等対処設備	

設備名称	施設区分	耐震重要度分類 設備分類	備考
分離建屋塔槽類廃ガス処理設備 パルセータ廃ガス処理系	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・ S ク ラ ス ・ 常設重大事故等対処設備	
臨界事故の拡大を防止するため	めの設備 精製建屋の臨界事故	の拡大を防止するための設備	
計測制御設備	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・ S ク ラ ス ・ 常設重大事故等対処設備	
プルトニウム精製設備	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・Bクラス ・常設重大事故等対処設備	
精製建屋一時貯留処理設備	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・ S ク ラ ス ・ 常設重大事故等対処設備	
酸回収設備 第2酸回収系	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・ S ク ラ ス ・ 常設重大事故等対処設備	
低レベル廃液処理設備 第 1低レベル廃液処理系	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	
分析設備	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・Bクラス ・常設重大事故等対処設備	
中央制御室 計測制御装置	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・ S ク ラ ス ・ 常設重大事故等対処設備	
可搬型可溶性中性子吸収材 供給器	重大事故等対処設備	可搬型重大事故等対処設備	
精製建屋塔槽類廃ガス処理 設備の塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系)からセルに導 出するユニット	重大事故等対処設備	· 常設重大事故等対処設備	
精製建屋塔槽類廃ガス処理 設備 塔槽類廃ガス処理系 (ウラン系)	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・ S ク ラ ス ・ 常設 重大事故等対処設備	
精製建屋塔槽類廃ガス処理 設備 塔槽類廃ガス処理系 (プルトニウム系)	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・ S ク ラ ス ・ 常設重大事故等対処設備	
隔離弁	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・ S ク ラ ス ・ 常設重大事故等対処設備	
精製建屋塔槽類廃ガス処理 設備 パルセータ廃ガス処 理系	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・ S クラス ・常設重大事故等対処設備	
精製建屋換気設備 精製建 屋排気系	安全機能を有する施設 重大事故等対処設備	・Sクラス ・常設重大事故等対処設備	

補足説明資料2-2 (31条)

重大事故等対処施設の網羅的な整理について

- 1. 重大事故等対処設備について,以下に該当する設備を網羅的に抽出して, 重大事故等対処設備の条文毎に整理した。
- ■事業指定基準規則第三章にて定められている以下の重大事故等対処設備
 - ・第34条 臨界事故の拡大を防止する設備
 - ・第35条 冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備
 - ・第36条 放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備
 - ・第37条 有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備
 - ・第38条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備
 - ・第39条 放射性物質の漏えいに対処するための設備
 - ・第40条 工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備
 - ・第41条 重大事故等への対処に必要となる水の供給設備
 - 第42条 電源設備
 - ·第43条 計装設備
 - ·第44条 中央制御室
 - ·第45条 監視測定設備
 - ·第46条 緊急時対策所
 - ・第47条 通信連絡を行うために必要な設備
- ■重大事故等発生時に安全機能を有する施設としての機能を期待する重大事 故等対処設備
- ■技術的能力審査基準で設置を要求されている設備
- ■事業指定基準規則第34条から第47条で要求されている設備が機能を発揮す

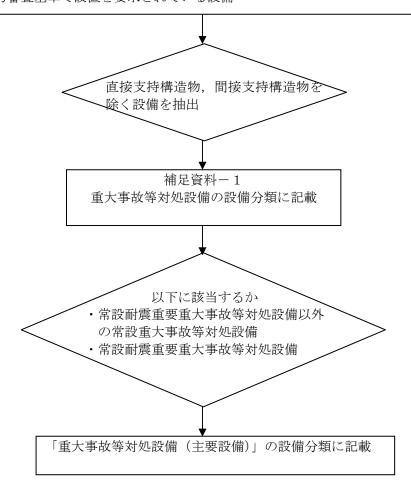
るために必要な系統(水源から注入先まで,流路を含む)及び間接支持構造物,直接支持構造物

2. 第31条本文「第1表 重大事故等対処設備(主要設備)の設備分類」, 第31条補足資料2-1「重大事故等対処設備の設備分類」について,以下 のフローにて抽出する。



以下に該当するものを直接支持構造物、間接支持構造物含め網羅的に抽出

- ・事業指定基準規則第34条から第47条で要求されている設備(当該設備が機能を発揮するために必要な系統(水源から注入先まで、流路を含む)までを含む)
- ・重大事故等発生時に安全機能を有する施設としての機能を期待する重大事故等対処設備
- ・技術的能力審査基準で設置を要求されている設備



補足説明資料2-3 (31条)

重大事故等対処施設の基本構造等に基づく 既往の耐震評価手法の適用性と評価方針について

重大事故等対処施設の耐震評価方針を定めるにあたり、重大事故等対処施設について、実績のある安全機能を有する施設に適用する従前の評価方針・手法が準用可能であるかを確認する。

重大事故等対処施設のうち、新設施設については、型式、設置場所、設置 方式及び安全機能を有する施設との基本構造の差異を整理し、安全機能を有 する施設と基本構造等が同等のものは、安全機能を有する施設に適用する従 前の評価方針・手法を適用するが、基本構造等が異なる設備については、適 用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを 確認するため、適切にモデル化する等した上での地震応答解析、または加振 試験等を実施する。

重大事故等対処施設の既設施設のうち、耐震Sクラス設備については、 基準地震動Ssによる評価実績がある。耐震BCクラス設備を常設耐震重要 重大事故等対処設備として使用する場合には基準地震動Ssによる評価を行 うことになるが、基本構造等が安全機能を有する施設と同等であり、従前の 評価手法による実績があることから、従前の評価方針・手法は適用可能であ る。

上記検討結果について,新設施設を表(1)に,既設施設を表(2)に示す。 ただし,配管系については基本構造等の差異はなく評価方針・手法は従前の とおりであることから検討結果より省略する。 (以下の表は基本検討段階のものであり、詳細検討の進捗状況により変更となる可能性がある。)

1. 重大事故等対処施設

(1)常設耐震重要重大事故等対処設備(新設)(例)

設備	名称	耐震重要 度分類	設置場所	①型式	②設置 方式		構造 É異	備考
						1	2	
前処理建屋の 蒸発乾固に対 処するための 設備	前処理建屋塔 槽類廃ガス処 理設備からセ ルに導出する ユニット	-	前処理建屋	鋼管	サポー ト固定	無	無	
前処理建屋の 蒸発乾固に対 処するための 設備	凝縮器	ı	前処理建屋	I	ボルト 固定	無	無	
前処理建屋の 蒸発乾固に対 処するための 設備	予備凝縮器	-	前処理建屋	-	ボルト 固定	無	無	
前処理建屋の 蒸発乾固に対 処するための 設備	凝縮液回収系	-	前処理建屋	鋼管	サポー ト固定	無	無	
分離建屋の蒸 発乾固に対処 するための設 備	分離建屋塔槽 類廃ガス処理 設備からセル に導出するユニット	ļ	分離建屋	鋼管	サポー ト固定	無	無	
分離建屋の蒸 発乾固に対処 するための設 備	予備凝縮器	_	分離建屋	-	ボルト 固定	無	無	
分離建屋の蒸 発乾固に対処 するための設 備	凝縮液回収系	-	分離建屋	-	ボルト 固定	無	無	

(2)常設耐震重要重大事故等対処設備(既設)(例)

設備	名称	耐震重要度分類	設置場所	①型式	②設置 方式		構造 差異	備考
		及刀類			刀式	1	2	
前処理建屋の 蒸発乾固に対 処するための 設備	分析設備	В	前処理建屋	鋼管	サポー ト固定	無	無	
精製建屋の蒸 発乾固に対処 するための設 備	分析設備	В	精製建屋	鋼管	サポー ト固定	無	無	
ウラン・プルトニウム 脱硝建屋の蒸 脱間に対処 するための設 備	圧縮空気設備 かくはん用安 全圧縮空気系	С	ウラン・ プルトニ ウム混合 脱硝建屋	鋼管	サポー ト固定	無	無	
ウラン・プル トニウム混合 脱硝建屋の蒸 発乾固に対処 するための設 備	化学薬品貯蔵 供給設備 化 学薬品貯蔵供 給系	С	ウラン・ プルトニ ウム混合 脱硝建屋	鋼管	サポー ト固定	無	無	
高レベル廃液 ガラス固化建 屋の蒸発乾固 に対処するた めの設備	化学薬品貯蔵 供給設備 化 学薬品貯蔵供 給系	С	高レベル 廃液ガラ ス固化建 屋	鋼管	サポー ト固定	無	無	

補足説明資料2-4(31条)

設計用地震力

重大事故等対処施設に適用する設計用地震力(動的地震力,静的地震力) について,施設区分に応じて以下のとおり示す。

1. 静的地震力

静的地震力は、常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対 処設備に適用するものとし、以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算 定する。

種別	^(注1) 施設 区分	^(注2) 耐震 クラス	^(注3) 地震層せん断力係数 及び水平震度	鉛直震度
機器・配管系	1	В	1.8C i	_
7成66 日1日 ポ	1)	С	1.2C i	_

- (注1) 重大事故等対処施設の施設区分
 - ①:常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備
- (注2) 常設重大事故等対処設備の代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震 重要度分類のクラス
- (注3) Ci:標準せん断力係数を0.2とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値で次式に基づく。

 $C i = R t \cdot A i \cdot C 0$

R t:振動特性係数 Ai: Ciの分布係数 C0:標準せん断力係数

(備考) 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備については,安全機能を有する施設として設定されている耐震重要度分類のクラスに従って地震力を分類する。

2. 動的地震力

動的地震力は,重大事故等対処施設の施設区分に応じて,以下の入力地震動に基づき算定する。

種別	(注1) 施設	(注2) 耐震	入力地震動 ^(注3)							
(生力)	区分	クラス	水平	鉛直						
建物・構築物	3, 4	S	基準地震動S s	基準地震動 S s						
機器・配管系	2	S	設計用床応答曲線Ss 又は 基準地震動Ss	設計用床応答曲線 S s 又は 基準地震動 S s						
	1)	В	設計用床応答 ^(注4) 地震動 S d ×1/2	設計用床応答 ^(注4) 地震動 S d ×1/2						

- (注1) 重大事故等対処施設の施設区分
 - ①:常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備
 - ②:常設耐震重要重大事故等対処設備
 - ③:①,②が属する重大事故等対処施設が設置される建物・構築物
 - ④:緊急時対策所
- (注2) 常設重大事故等対処設備の代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震 重要度分類のクラスを標記する。
- (注3) 設計用床応答曲線は、基準地震動Ssに基づき作成した設計用床応答曲線とする。
- (注4) 水平及び鉛直方向の地震動に対して共振のおそれのある施設に適用する。
- (備考)常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備については、安全機能を有する施設として設定されている耐震重要度分類のクラスに従って地震力を分類する。

2. 設計用地震力

設計用地震力について, 下表に整理した。

種別	^(注1) 施設 区分	^(注2) 耐震 クラス	水平	鉛直	摘要			
建物· 構築物	3, 4	S	基準地震動S s	基準地震動S s	(注3) 荷重の組合せは,組 合せ係数法による。			
	2	S	設計用床応答曲線 S s 又は 基準地震動 S s	設計用床応答曲線Ss 又は 基準地震動Ss	(注5)(注6) 荷重の組合せは,二 乗和平方根 (SRSS) 法による。			
機器・ 配管系		В	設計用床応答 ^(注4) 地震動 S d ×1/2	設計用床応答 ^(注4) 地震動 S d ×1/2	(注5)(注6) 荷重の組合せは,二 乗和平方根 (SRSS) 法による。			
	1)		静的震度1.8C i	-	静的地震力とする。			
		С	静的地震力とする。					

- (注1) 重大事故等対処施設の施設区分
 - ①:常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備
 - ②:常設耐震重要重大事故等対処設備
 - ③:①,②が属する重大事故等対処施設が設置される建物・構築物
 - ④:緊急時対策所建屋
- (注2) 常設重大事故等対処設備の代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震 重要度分類のクラスを標記する。
- (注3) 水平地震動と鉛直地震動を同時に考慮した解析結果を用いてもよいものとする。
- (注4) 水平及び鉛直方向の地震動に対して共振のおそれのある施設に適用する。
- (注5) 絶対値和法で組み合せてもよいものとする。
- (注6) 水平における動的と静的の大きい方の地震力と、鉛直における動的と静的の大きい方の地震力とを、絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。

補足説明資料2-5 (31条)

重大事故等対処施設の耐震設計における 重大事故と地震の組合せについて

目 次

																									~	<u> </u>	_ `	シ
1.	は	じゃ	りに																 		 	 		 •	 			3
2.	規	定户	勺容	の	整	理												٠.	 	•	 	 		 •	 			4
3.	荷	重の	つ組	合	か	せし	こ係	くる	検	討	٠.								 	•	 	 		 •	 			6
3	3.	1	再	処:	理力	拖言	殳 の	重	大	;事	故	: 等	の	発	生	確	率		 		 	 	•	 •	 			6
3	3.	2	再	処:	理力	拖言	受 の	基	漢	土地	震	動	の	年	超	過	確	率	 	•	 	 		 •	 			7
3	3.	3	荷	重	のテ	組合	合わ	っせ	- D	検	討	٠.							 		 	 			 		•]	l 6
4.	荷	重0) 履	歴	K	よ る	る耐	† 震	評	左価	i	の	影	墾					 		 				 			19

1. はじめに

重大事故等の状態で必要となる常設耐震重要重大事故等対処設備及び常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備(以下「SA設備」という。)については、待機状態において地震により必要な機能が損なわれず、さらに重大事故等が長期にわたり継続することを念頭に、重大事故等における運転状態と地震との組合わせに対して必要な機能が損なわれない設計として、整理するものである。

実用発電用原子炉は確率論的リスク評価手法が確立されており、重大事故等の 発生確率と基準地震動の年超過確率の兼ね合いにより、各運転状態及び重大事故 時に組合わせるべき地震力を検討している。

しかし,再処理施設では,確率論的リスク評価手法が確立しておらず重大事故等の発生確率を明確に算定したものはない。

そこで、再処理施設の重大事故等における運転状態と地震との組合わせに対しては、JEAG等の規定に基づく実用発電用原子炉の運転状態に対応する確率と地震力の組合せの考え方及び当社の基準地震動の年超過確率を踏まえて設定することとする。

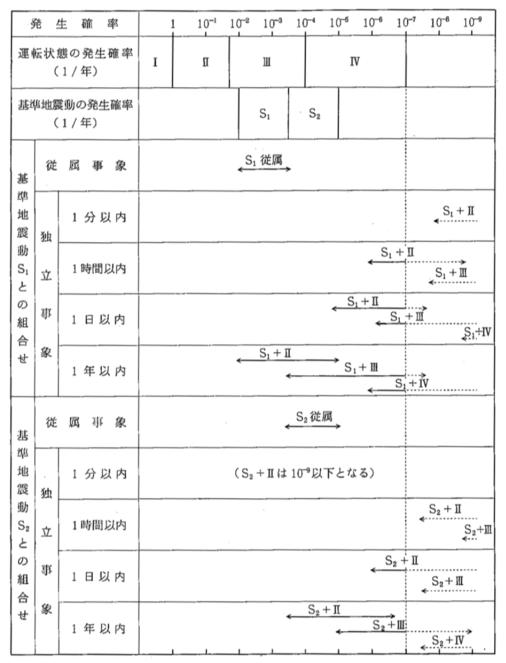
2. 規定内容の整理

「耐震設計に係る工認審査ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)」の「4.2 荷重及び荷重の組合せ」において、「規制基準の要求事項に留意して、JEAG4601 の規定を参考に」組み合わせることとされていることから、 JEAG4601 補-1984 重要度分類・許容応力編における、荷重の組合わせに関する記載について、以下のとおり整理した。

- ・「その発生確率が 10^{-7} 回/炉・年」を下回ると判断される事象は、運転状態 $I \sim IV$ に含めない。」とされている。
- ・地震の従属事象については、「地震時の状態と、それによって引き起こされるおそれのあるプラントの状態とは、組合せなければならない。」とされている。
- ・地震の独立事象については、「地震と、地震の独立事象の組合せは、これを確率的に考慮することが妥当であろう。地震の発生確率が低く、継続時間が短いことを考えれば、これと組み合わせるべき状態は、その原因となる事象の発生頻度及びその状態の継続時間との関連で決まることになる。」とされている。

以上の規定内容に基づき、JEAG4601 において組み合わせるべき荷重を整理したものを第2-1表に示す。第2-1表では、事象の発生確率、継続時間、地震動の発生確率を踏まえ、その確率が 10^{-7} 回/炉・年以下となるものは組み合わせが不要となっている。

第2-1表 運転状態と地震動との組合せの確率的評価



注:(1) 発生確率から見て

← 組合せが必要なもの。

- ←・・・・・・発生確率が10⁷以下となり組合せが不要となるもの。
- (2) 基準地震動 S_2 の発生確率は $10^{-4} \sim 10^{-6}$ / サイト・年と推定されるが、ここでは $5 \times 10^{-4} \sim 10^{-6}$ / サイト・年を用いた。
- (3) 表に示す発生確率は現在の知見によるものである。

JEAG4601 補-1984 重要度分類・許容応力編より抜粋

3. 荷重の組合わせに係る検討

3.1 再処理施設の重大事故等の発生確率

第2-1表に示すとおり、JEAG4601 補-1984 重要度分類・許容応力編において、原子炉プラントの運転状態とその発生確率に関する記載がなされており、原子炉プラントの運転状態 $I \sim IV$ に対応する許容応力状態が定義されている。

一方,再処理施設においては,確率論的リスク評価手法が確立しておらず重大事故等の発生確率を明確に算定したものはない。そこで以下のとおり設定する。

(1) 地震の従属事象(地震起因)

事業指定基準規則の解釈別記2における「地震によって引き起こされるおそれのある事象(地震の従属事象)」とは、重大事故の事象選定における外部事象の地震により発生するおそれのある事象が対象となる。

事象選定においては、基準地震動を超える地震動を想定し、重大事故の発生有無を評価していることから、発生確率は地震ハザード評価結果に基づく基準地震動 Ss の年超過確率に対応すると定義する。

(2) 地震の独立事象 (内部事象)

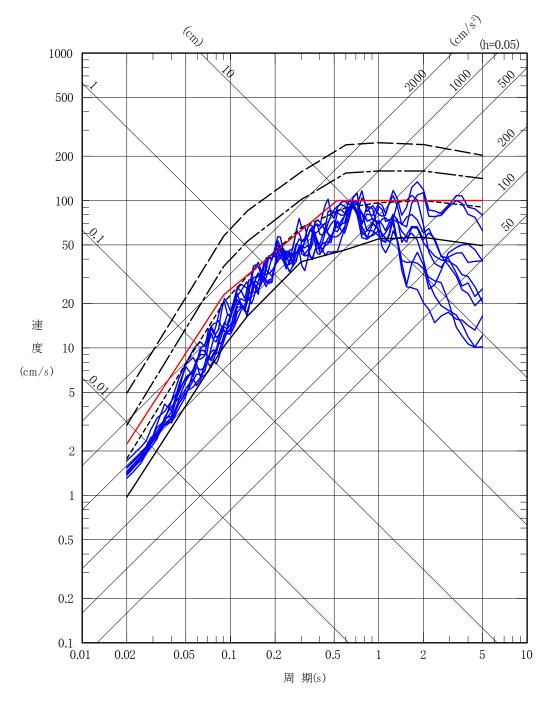
事業指定基準規則の解釈別記2における「地震によって引き起こされるおそれのない事象(地震の独立事象)」とは、重大事故の事象選定における内部事象によって発生するおそれのある事象が対象となる。

前述のとおり、再処理施設では確率論的リスク評価手法が確立していないことから、内部事象による重大事故等の発生確率は、1/年とする。

3.2 再処理施設の基準地震動の年超過確率

第3 - 2 - 1 図に,再処理施設の地震ハザード評価結果を示す。地震ハザード評価による一様ハザードスペクトルと基準地震動 Ss の応答スペクトルを比較すると,その年超過確率は, $10^{-4}\sim10^{-5}$ /年程度である。また,第3-2-2図に示すとおり,弾性設計用地震動 Sd との比較によれば,その年超過確率は, $10^{-3}\sim10^{-4}$ /年程度である。

```
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-3</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-4</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-5</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-6</sup>)
    基準地震動 Ss-A
    基準地震動 Ss-B(B1~B5)
```

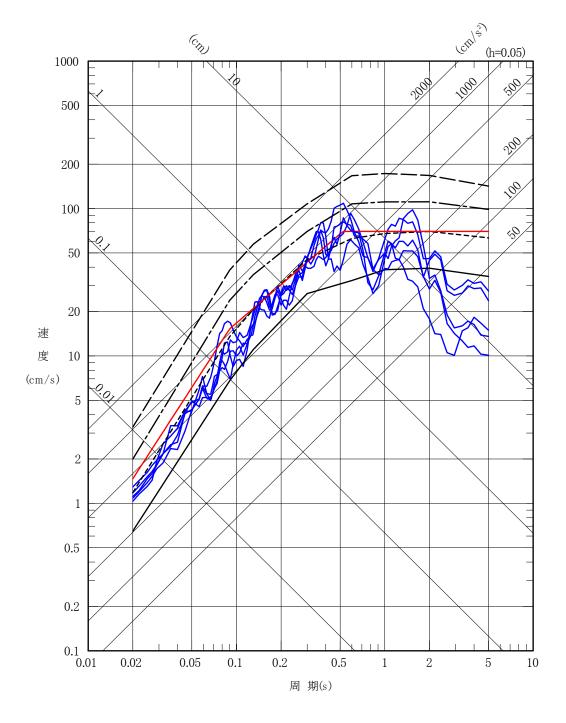


(水平方向)

第3-2-1図(1) 地震ハザード評価結果

(一様ハザードスペクトルと基準地震動 Ss-A, B1~B5 の比較)

```
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-3</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-4</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-5</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-6</sup>)
    基準地震動 Ss-A
    基準地震動 Ss-B (B1~B5)
```

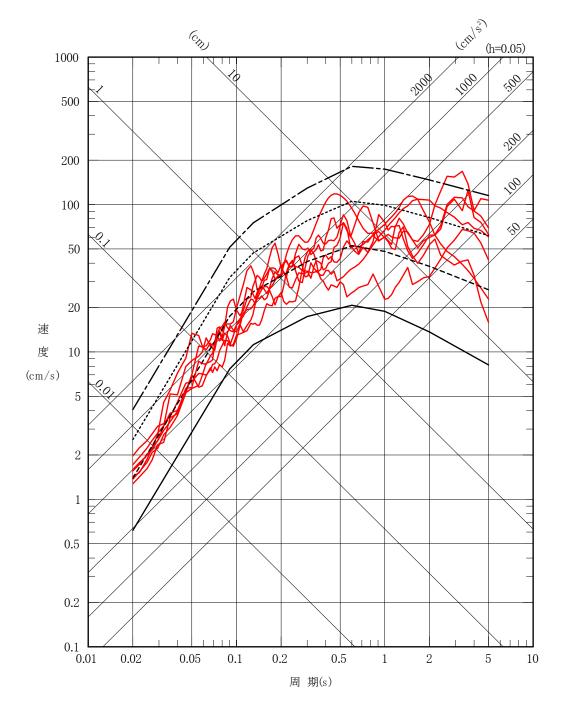


(鉛直方向)

第3-2-1図(2) 地震ハザード評価結果

(一様ハザードスペクトルと基準地震動 Ss-A, B1~B5の比較)

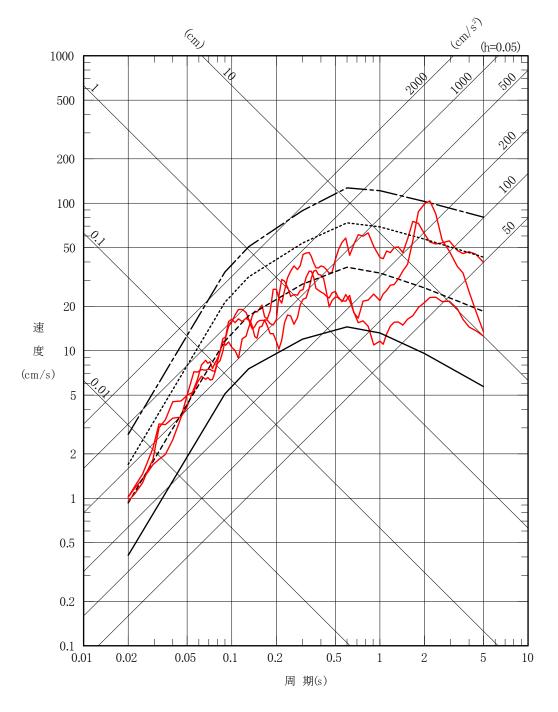
```
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-3</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-4</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-5</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-6</sup>)
    基準地震動 Ss-C(C1~C4)
```



(水平方向)

第 3-2-1 図(3) 地震ハザード評価結果 $(-様ハザードスペクトルと基準地震動 Ss-C1 \sim C4 の比較)$

```
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-3</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-4</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-5</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-6</sup>)
    基準地震動 Ss-C(C1~C3)
```

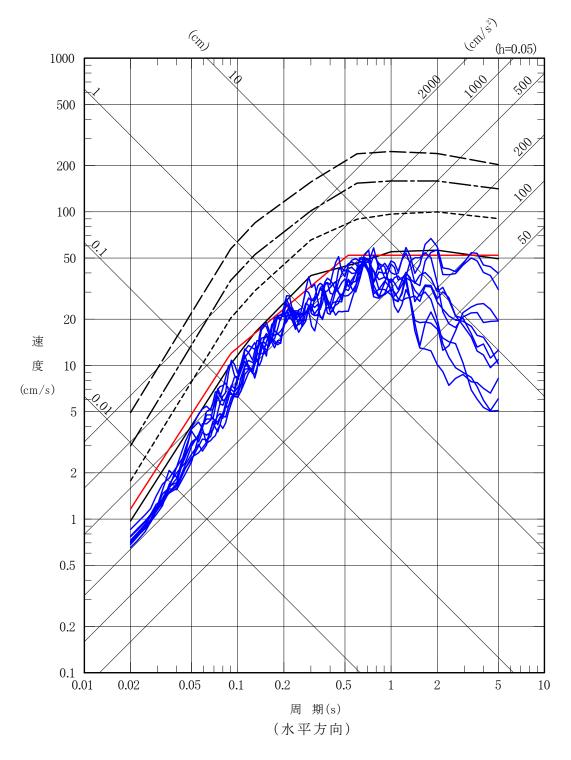


(鉛直方向)

第3-2-1図(4) 地震ハザード評価結果

(一様ハザードスペクトルと基準地震動 Ss-C1~Ss-C3 の比較)

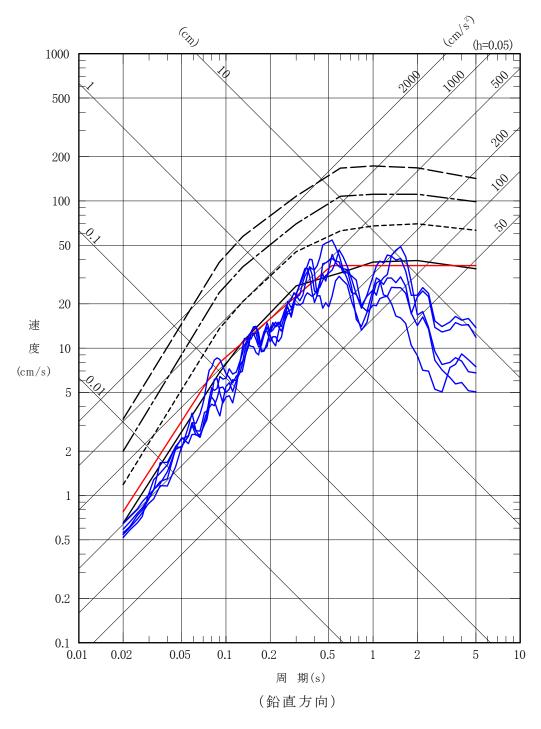
```
一様ハザードスペクトル (年超過確率 10-3)一様ハザードスペクトル (年超過確率 10-4)一様ハザードスペクトル (年超過確率 10-5)一様ハザードスペクトル (年超過確率 10-6)弾性設計用地震動 S d - A弾性設計用地震動 S d - B (B 1 ~ B 5)
```



第3-2-2図(1) 地震ハザード評価結果

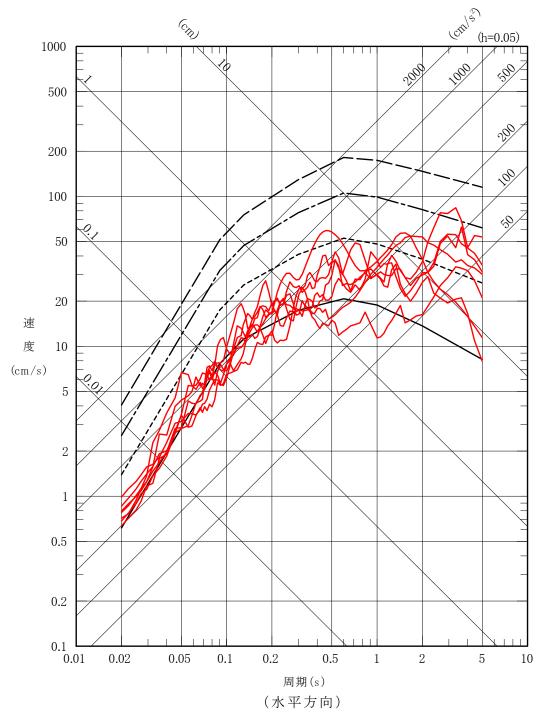
(一様ハザードスペクトルと弾性設計用地震動 Sd-A, B1~B5 の比較)

```
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-3</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-4</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-5</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-6</sup>)
    弾性設計用地震動 S d - A
    弾性設計用地震動 S d - B (B 1 ~ B 5)
```



第3-2-2図(2) 地震ハザード評価結果

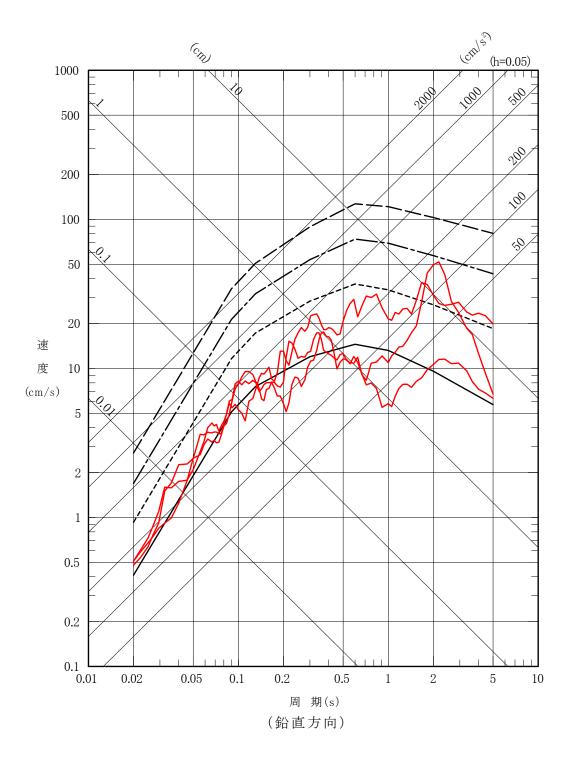
(一様ハザードスペクトルと弾性設計用地震動 Sd·A, B1~B5の比較)



第3-2-2図(3) 地震ハザード評価結果

(一様ハザードスペクトルと弾性設計用地震動 Sd·C1~C4 の比較)

```
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-3</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-4</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-5</sup>)
    一様ハザードスペクトル (年超過確率 10<sup>-6</sup>)
    弾性設計用地震動 S d - C (C 1 ~ C 3)
```



第3-2-2図(4) 地震ハザード評価結果

(一様ハザードスペクトルと弾性設計用地震動 Sd-C1~Ss-C3 の比較)

3. 3 荷重の組合わせの検討

- (1) 地震の従属事象(地震起因)に係る荷重の組合わせ
- 「3.1 再処理施設の重大事故等の発生確率」及び「3.2 再処理施設の 基準地震動の年超過確率」を踏まえ、本検討においては、地震起因の重大事故等 の発生確率を 10⁻⁴~10⁻⁵/年程度と設定する。

この確率は,第 2-1 表に示した,JEAG4601 の考え方における原子炉プラントの運転状態IV程度の発生確率に対応しており,重大事故等の発生確率としては保守的な値となっているほか,参考に,「発電用軽水型原子炉施設の性能目標について」(平成 1 8 年 3 月 2 8 日 原子力安全委員会決定)における原子炉施設の炉心損傷頻度(CDF)に対する性能目標として 10^{-4} /年との値が示されているが,上記にて設定した発生確率と同等となっている。

また,「2. 規定内容の整理」に示したとおり、JEAG4601 において、事象の発生確率、継続時間、地震動の発生確率を踏まえ、その確率が 10^{-7} 回/炉・年以下となるものは組み合わせが不要となっている。

重大事故時の荷重の組合わせの検討にあたっては,以上の設定に対して一定の 保守性を考慮し,以下の条件を考慮する。

- ① 再処理施設の地震起因の発生確率としては、地震ハザード評価結果より 10⁻⁴ ~10⁻⁵/年程度と考えられるが、原子炉施設の性能目標値を参考とし、保守的に 10⁻⁴/年とする。
- ② 荷重の組合わせの判断は、①と重大事故の継続時間との積で行うこととし、 その判断に用いるスクリーニング基準は、JEAG4601 において示されている 10⁻⁷ /年に保守性を考慮し、10⁻⁸/年の状態とする。
- ③ 考慮する地震動レベルは、基準地震動 Ss レベルの地震動(以下、「Ss 地震動」という。)及び弾性設計用地震動 Sd レベルの地震動(以下、「Sd 地震動」とい

- う。)とする。それぞれの地震動の発生確率は、地震ハザード評価結果を踏まえた保守的な値として、Ss 地震動は 10^{-4} / 年、Sd 地震動は 10^{-3} / 年とする。
- ④ ①~③を踏まえ、考慮する地震動ごとに、組み合せるべき地震動に対応する 重大事故等の継続時間を設定する。
- ⑤ 規則別記 2 によると機能が損なわれないものは「荷重により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないこと」となっている。

上記に基づき地震起因の重大事故時に組み合せる必要のある地震力を検討した結果を第3-3-1表及び第3-3-1図に示す。

本結果に基づき事故経過に応じた重大事故時荷重及び地震力を組み合わせる。

- (2) 地震の独立事象 (内部事象) に係る荷重の組合わせ
 - 「3.1 再処理施設の重大事故等の発生確率」に示すとおり、内部事象の 重大事故等の発生確率は1/年となるが、「(1) 地震の従属事象(地震起因) 係る荷重の組合わせ」と同様の検討を行うと、弾性設計用地震動との組合せに よる事象の継続時間は極僅かであることから、基準地震動による地震力と内部 事象による重大事故時荷重を組み合わせる。

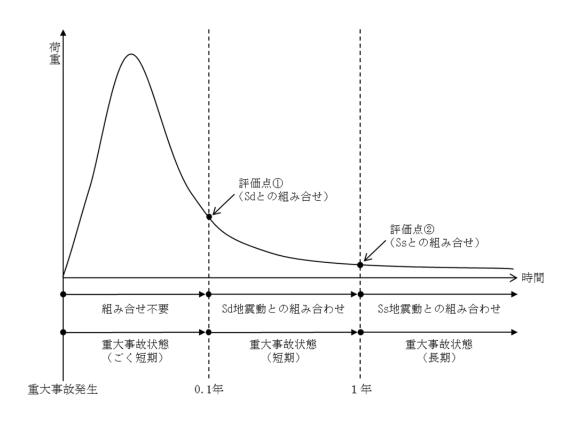
第3-3-1表 組み合せの目安となる継続時間(地震起因)

荷重の組合せを 考慮する判断基準 (※1)	重大事故の 発生確率 (※2)	地震動の発(※3	組み合せの目安と なる継続時間					
10.8 / E N L	10:4 / 年	Sd地震動	10 ⁻³ /年	0.1 年以上				
10-8/年以上	10.4/年	Ss地震動	10-4/年	1年以上				

※1: JEAG4601に示される判断基準10⁻⁷を踏まえ、保守的に設定。

%2: 再処理施設における重大事故等の発生確率 $10^{-4}\sim10^{-5}$ を踏まえ、保守的に設定。 %3: 再処理施設における地震動の発生確率 (Ss 地震動: $10^{-4}\sim10^{-5}$, Sd 地震動: 10^{-3}

~10-4) を踏まえ,保守的に設定。



第3-3-1図 荷重の組合せと継続時間の関係 (イメージ)

4. 荷重の履歴による耐震評価への影響

常設耐震重要重大事故等対処設備は、安全機能を有する施設の耐震設計における 許容限界である JEAG4601 に規定の ${
m IV}_{
m A}$ S を適用する。

JEAG4601 に規定される IV_AS は、材料の塑性域にわずかに入ることを許容した許容 応力状態であり、 IV_AS における許容応力は、設計引張強さ Su 又は設計降伏点 Sy に 一定の係数を乗じて設定するものである。

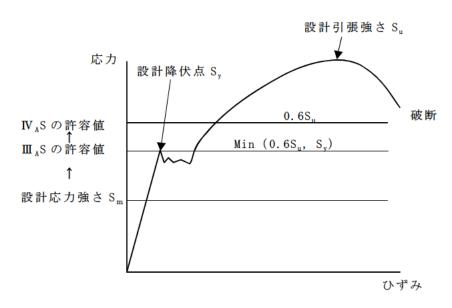
例として、Sクラス容器に適用する許容応力を第4-1表に、応力-ひずみ線図と許容応力の関係を第4-1図にそれぞれ示す。

第4-1表及び第4-1図より, \mathbb{N}_{A} S は,破断延性限界に対して十分な余裕を有し, \mathbb{N}_{A} S に対する安全機能を損なうおそれのない用件を十分満足できるものである。

第4-1表 Sクラス(容器)の許容応力

重要度		許容	限界
分類	荷重の組合せ	一次一般膜応力	一次膜応力+ 一次曲げ応力
S	$D + P_d + M_d + S d$	S_y と $0.6S_u$ の小さい方。ただし,オーステナイト系ステンレス鋼及び高ニッケル合金については $1.2S$ との大きい方。	左欄の 1.5 倍の値
	$D+P_d+M_d+S_s$	0.6S u	左欄の 1.5 倍の値

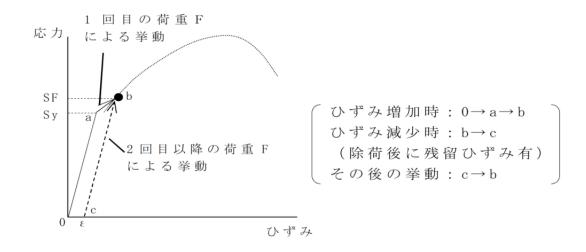
(安全審査 整理資料 第7条:地震による損傷の防止 補足説明資料 2-6より一部抜粋)



第4-1図 応力-ひずみ線図と許容応力の関係

次に、 IV_AS 相当の応力を生じさせる荷重が繰り返し作用した場合の耐震性への影響について、発生応力(一次応力)が Sy を超える場合に生じるひずみ履歴(イメージ図)を第4-2図に示し、以下のとおり検討する。

- (1) IV_AS は、材料の塑性域にわずかに入ることを許容した許容応力状態である。
- (2) 発生応力が設計降伏点 Sy 以下なら残留ひずみは生じない。(0→a→0)
- (3) 発生応力 SF(荷重 F による応力)が Sy を超える場合は、除荷後に残留ひずみ ϵ r が生じる。 $(0\rightarrow a\rightarrow b\rightarrow c)$
- (4) 2回目以降,荷重Fと同等の荷重が生じた場合,1回目と同様の弾性的挙動を示し,SFが発生する。(c→b)
- (5) (1)により、 IV_AS 相当の応力に対して、材料はわずかに塑性域に入る程度であり、 IV_AS 相当の応力を生じる荷重が生じた場合、(3) と同様の挙動を示す。
- (6) 2回目以降、同様の荷重が発生したとしても、(4)の挙動を示すことから、耐震設計において IV_AS を許容応力状態として適用することにより耐震性は確保される。



第4-2図 降伏点を越える場合のひずみ履歴イメージ(一次応力)